

事務総局会議（第1回）議事録

日時	平成30年1月16日（火）午前10時00分～午前10時26分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官
議事	<p>1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則について 堀田人事局長説明（資料第1）</p> <p>2 平成29年度裁判所所管補正予算（第1号）について 笠井経理局長説明（資料第2）</p> <p>3 平成30年度裁判所所管予算について 笠井経理局長説明（資料第3）</p> <p>4 労働審判員研修会の開催について 平田行政局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3</p> <p>◎ 了承 4</p>
秘書課長 徳岡 治	

(平成30.1.16人事局)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に  
関する規則の一部を改正する規則について

＜資料目録＞

- 1 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部  
を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照表

## 理 由

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の再就職の適正化及び透明化を図るため、任命権者又は最高裁判所への再就職の届出における届出事項及び当該届出に係る最高裁判所の公表事項等を追加する等の必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則新旧対照

条文

(傍線の部分は改正部分)

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の退職管理に関する規則(平成二十年最高裁判所規則第二十二号)

新

旧

(任命権者への再就職の届出等)

第二十三条 (略)

(任命権者への再就職の届出)

第二十三条 (同上)

2 法第百六条の二十三第一項の規定による届出を

した職員は、当該届出に係る第四項第三号及び第一六号から第十一号までに掲げる事項に変更があつ

2 法第百六条の二十三第一項の規定による届出を

した職員は、当該届出に係る第四項第三号及び第一五号から第九号までに掲げる事項に変更があつた

たときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

3 (略)

4 法第百六条の二十三第一項の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 再就職の約束をした日以前の職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかつた場合には、その旨）

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最

ときは、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

3 (同上)

4 法第百六条の二十三第一項の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (同上)

（新設）

初に当該再就職先の地位に関する情報の提供  
を依頼した日

八 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五 (略)

四 (同上)  
(新設)

六 約束前の求職開始日以後の職員としての在職  
状況及び職務内容 (約束前の求職開始日がなか  
つた場合には、再就職の約束をした日以後の職  
員としての在職状況及び職務内容)

七・八 (略)

五・六 (同上)

七 再就職先の名称

八・九 (同上)

九 再就職先の名称及び連絡先

十・十一 (略)

十四 法第一百六条の二第二項第三号に規定する組

(新設)

組織による離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助（最初に職員となつた後に行われたものに限る。以下この号及び第二十六条第三項第十三号において「法第一百六条の二第一項第三号に規定する組織以外の援助」という。）を行つた者の氏名又は名称及び当該法第一百六条の二第一項第三号に規定する組織以外の援助の内容（法第一百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助がなかつた場合には、その旨）

5 第二項又は第三項の規定による届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が法第一百六条の二十二第三項に規定する管理職職員（以下「管理職員」という。）である場合には、速やかに、最高裁判所に通知するものとする。

5 第二項又は第三項の規定による届出を受けた任命権者は、当該届出を行つた職員が管理職職員である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を

当該届出に係る事項を最高裁判所に通知するものとする。

6 | 第三項の規定は、法第一百六条の二十三第一項の

規定による届出をした管理職職員であつた者（離職後二年を経過しない者に限り、法第一百六条の二

十四第一項の規定による届出をした者を除く。）

について準用する。この場合において、第三項中「届出に」とあるのは「法第一百六条の二十三第一項の規定による届出に」と、「約束が効力を失つた」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなつた」と、「任命権者」とあるのは「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を経由して、最高裁判所」と読み替えるものとする

（新設）

（最高裁判所への事前の再就職の届出）

第二十六条（略）

2 第二十三条第一項及び第三項の規定は、法第一百六条の二十四第一項の規定による届出をした者（離職後二年を経過しない者に限る。）について準用する。この場合において、第二十三条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を経由して、最高裁判所」と、同条第二項中「第四項第三号及び第六号から第十一号まで」とあるのは「第二十六条第三項第七号から第十号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失つた」とあるのは「地位

（最高裁判所への事前の再就職の届出）

第二十六条（同上）

2 第二十三条第二項及び第三項の規定は、法第一百六条の二十三第一項の規定による届出をした者（管理職職員であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。）及び法第一百六条の二十四第一項の規定による届出をした者（離職後二年を経過しない者に限る。）について準用する。この場合において、第二十三条第二項及び第三項中「任命権者」とあるのは「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を経由して、最高裁判所」と、同条第二項中「第四項第三号及び第六号から第十一号まで」とあるのは「第二十六条第三項第七号から第十号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失つた」とあるのは「地位

に就く」とが見込まれない」となった」と読み替えるものとする。

「第九号まで」とあるのは「第四項第六号から第九号まで」と、同条第三項中「約束が効力を失つたとき」とあるのは「地位に就く」とが見込まれない」となったとき」と読み替えるものとする。

3 法第百六条の二十四第一項の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の官職

四 職員としての在職中における次に掲げる日のいづれか早い日（以下「離職前の求職開始日」という。）（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

、法第百六条の二十四第一項の規定による届出について準用する。この場合において、第二十三条第四項第三号中「官職」とあるのは「離職時の官職」と、同項第五号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と読み替えるものとする。

イ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ 再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ 再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

五 離職前の求職開始日があつた場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容

六

離職日

七

再就職予定日

八

再就職先の名称及び連絡先

九 再就職先の業務内容

十 再就職先における地位

十一 求職の承認の有無

十二 法第一百六条の二第二項第三号に規定する組織による離職後の就職の援助の有無

十三 法第一百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助を行つた者の氏名又は名称及び当該法第一百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助の内容（法第一百六条の二第二項第三号に規定する組織以外の援助がなかつた場合には、その旨）

（最高裁判所への事後の再就職の届出）

（最高裁判所への事後の再就職の届出）

第二十九条 第二十六条第一項の規定は法第一百六条

第二十九条 第二十三条第四項（第四号を除く。）

の二十四第二項の規定による届出をしようとする  
管理職職員であった者について、第二十六条第三  
項の規定は法第百六条の二十四第二項の最高裁判  
所規則で定める事項について、それぞれ準用する  
。」の場合において、第二十六条第三項第七号中  
「再就職予定日」とあるのは、「再就職日」と読み  
替えるものとする。

(最高裁判所による公表)

第三十条 最高裁判所は、毎年度、法第百六条の一  
十三第三項の規定による通知（当該通知に係る者  
が離職した時点で当該通知に係る約束が効力を失  
つていいない場合に限る。）及び法第百六条の二  
四の規定による届出を受けた事項について取りま

及び第二十六条第一項の規定は、法第百六条の一  
十四第二項の規定による届出について準用する。

この場合において、第二十三条第四項第三号中「  
官職」とあるのは「離職時の官職」と、同項第五  
号中「離職予定日」とあるのは「離職日」と、同  
項第六号中「再就職予定日」とあるのは「再就職  
日」と読み替えるものとする。

(最高裁判所による公表)

第三十条 最高裁判所は、毎年度、法第百六条の一  
十三第三項の規定による通知（当該通知に係る者  
が離職した時点で当該通知に係る約束が効力を失  
つていいない場合に限る。）及び法第百六条の二  
四の規定による届出を受けた事項について取りま

とめ、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 法第百六条の二十三第三項の規定による通知

に係る者 次に掲げる事項

イ 氏名

ロ 離職時の年齢

ハ 離職時の官職

二 約束前の求職開始日（約束前の求職開始日

がなかった場合には、その旨）

ホ 再就職の約束をした日

ヘ 約束前の求職開始日から離職日までの間の

職員としての在職状況及び職務内容（約束前

の求職開始日がなかった場合には、再就職の

とめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 通知又は届出に係る氏名

二 離職時の年齢

三 離職時の官職

四 離職日

五 再就職日又は再就職予定日

六 再就職先の名称

七 再就職先の業務内容

八 再就職先における地位

九 求職の承認の有無

十 法第百六条の二第一項第三号に規定する組織

による離職後の就職の援助の有無

約束をした日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容)

ト  
離職日

チ  
再就職日又は再就職予定日

リ  
再就職先の名称

ヌ  
再就職先の業務内容

ル  
再就職先における地位

ヲ  
求職の承認の有無

ワ  
法第百六条の二第二項第三号に規定する組

織による離職後の就職の援助の有無

二  
法第百六条の二十四の規定による届出に係る

者  
次に掲げる事項

イ  
氏名

口 離職時の年齢  
ハ 離職時の官職  
ニ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日  
がなかつた場合には、その旨）  
ホ 離職前の求職開始日があつた場合における  
当該離職前の求職開始日から離職日までの間  
の職員としての在職状況及び職務内容  
ヘ 離職日  
ト 再就職日又は再就職予定日（法第百六条の  
二十四第一項の規定による届出に係る者にあ  
つては、再就職日）  
チ 再就職先の名称  
リ 再就職先の業務内容

又 再就職先における地位

ル 求職の承認の有無

ヲ 法第一百六条の二第二項第三号に規定する組

織による離職後の就職の援助の有無

(在職機関の公表事項)

第三十三条 法第一百六条の二十七第四号の最高裁判

所規則で定める事項は、次の各号に掲げる者の区

分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法第一百六条の二十三第一項の規定による届出

に係る者 次に掲げる事項

イ 離職時の年齢

ロ 離職時の官職

ハ 約束前の求職開始日 (約束前の求職開始日

第三十三条 法第一百六条の二十七第四号の最高裁判

所規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 離職時の年齢

二 離職時の官職

三 離職日

四 再就職日

五 再就職先の名称

六 再就職先の業務内容

がなかつた場合には、その旨( )

二 再就職の約束をした日

ホ 約束前の求職開始日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容(約束前の求職開始日がなかつた場合には、再就職の約束をした日から離職日までの間の職員としての在職状況及び職務内容)

ヘ 離職日

ト 再就職日

チ 再就職先の名称

リ 再就職先の業務内容

ヌ 再就職先における地位

ル 求職の承認を得た日

再就職先における地位  
求職の承認を得た日

八

九 求職の承認の理由

七

ヲ 求職の承認の理由

二 法第百六条の二十四の規定による届出に係る

者 次に掲げる事項

イ 離職時の年齢

ロ 離職時の官職

ハ 離職前の求職開始日（離職前の求職開始日  
がなかつた場合には、その旨）

二 離職前の求職開始日があつた場合における

当該離職前の求職開始日から離職日までの間

の職員としての在職状況及び職務内容

ホ 離職日

ヘ 再就職日

ト 再就職先の名称

チ	再就職先の業務内容
リ	再就職先における地位
又	求職の承認を得た日
ル	求職の承認の理由

(非常勤職員等に関する特例)

第三十九条 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下この条及び次条において「非常勤職員等」という。）については、法第百六条の二第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の四第九項、第一百六条の二十三、第一百九条第十八条号又は第一百十二条各号の規定は、適用しない。

(非常勤職員等に関する特例)

第三十九条 非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員（以下「非常勤職員等」という。）については、法第百六条の二第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の四第九項、第一百六条の二十三、第一百九条第十八条号又は第一百十二条各号の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 | 第二十三条第四項第四号、第六号及び第十四号

、第三十条第一号へ並びに第三十三条第一号ホの

職員には、非常勤職員等を含まないものとする。

第四十条 法第百六条の四第一項から第四項まで、

第一百九条第十四号から第十七号まで及び第百十三条第一号の規定の適用については、法第百六条の四第一項中「職員であつた者であつて離職後」とあるのは、「職員（非常勤職員）（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時の職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第百六条の二十四及び第百十三条第二号の規

2・3 (同上)

(新設)

第四十条 法第百六条の四第一項から第四項まで、

第一百九条第十四号から第十七号まで及び第百十三条第一号の規定の適用については、法第百六条の四第一項中「職員であつた者であつて離職後」とあるのは、「職員（非常勤職員）（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時の職員及び条件付採用期間中の職員を除く。）であつた者であつて離職後」とし、法第百六条の二十四及び第百十三条第二号の規

定の適用については、法第百六条の二十四第一項中「管理職職員であつた者」とあるのは「管理職員（臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。次項において同じ。）であつた者」と、「次項」とあるのは「同項」とする。

2 (略)

。）であつた者」とする。

定の適用については、法第百六条の二十四第一項中「管理職職員であつた者」とあるのは、「管理職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く

2 (同上)

（新設）

3 | 第二十六条第三項第四号及び第五号（いれらの規定を第二十九条において準用する場合を含む。）

）、第三十条第一号亦並びに第三十三条第二号（二の職員には、非常勤職員等を含まないものとする。）

事務総局会議資料 第2  
(7月16日開催)

資料

平成29年度裁判所所管補正予算（第1号）について

(単位:千円)

区分	金額	備考
当初予算額	317,702,810	
補正要求額	832,137	
修正追加額	1,999,706	裁判所施設費 (裁判所施設の防災・減災対策の強化) ・裁判所施設の耐震化 長崎地方・家庭裁判所厳原支部 ほか14庁 ・非常用設備の更新 名古屋高等・地方裁判所 ほか10施設
修正減少額	△1,167,569	不用による既定経費の減少 人 件 費 △1,167,569 物 件 費 △1,078,779 △88,790
1次補正後予算額	318,534,947	

平成30年度予算案について

(単位:百万円)

区分	平成29年度 当初予算額	平成30年度 予算額案	比較増△減額	増△減率
裁判所所管	317,703	321,211	3,508	1.1%

1. 主要経費(裁判事務処理態勢の充実)

(単位:百万円)

○ 民事事件関係経費	3,200 ( 前年比 +31 )
△ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など	
○ 刑事事件関係経費	4,026 ( 前年比 △486 )
△ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費など	
○ 家庭事件関係経費	6,371 ( 前年比 △83 )
△ 家事調停関連経費など	
○ 事件共通関係経費	15,359 ( 前年比 +329 )
△ 各種事件処理に共通する諸経費	

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等	15,392 ( 前年比 △479 )
--------------	---------------------

3. 他の機構維持等に必要な経費

○ 職員人件費	262,360 ( 前年比 +4,181 )
○ 司法修習生関係経費	4,975 ( 前年比 +314 )
○ その他の機構維持等経費	9,527 ( 前年比 △299 )

4. 人的機構の充実

○ 増員	87人
------	-----

    判 事 50人  
    書 記 官 19人  
    事 務 官 18人

※判事補から判事への振替25人、書記官から書記官への振替2人を含む

○ 定員合理化	70人
---------	-----

(平成30. 1. 16行一印)

労働審判員研修会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 平成30年4月から同年6月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研修事項 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する新任の労働審判員

)

)

事務総局会議（第2回）議事録	
日時	平成30年1月23日（火）午前10時00分～午前10時36分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、一場経理局総務課長、成田民事局第一課長、安東刑事局長、石井家庭局第二課長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、小泉司法研修所長、白井裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 裁判官研修に関する報告事項について 小泉司法研修所長説明（資料第1）</p> <p>2 平成30年度における裁判所職員（裁判官以外）研修の実施に関する重要な事項について 白井裁判所職員総合研修所長説明（資料第2）</p> <p>3 平成30年における最高裁判所第二小法廷に対する裁判事務の分配について 中村総務局長説明（資料第3）</p> <p>4 高等裁判所事務局長事務打合せの開催について 中村総務局長説明（資料第4）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3</p> <p>◎ 了承 4</p>
秘書課長 徳岡 治	

【資料】

裁判官研修に関する報告事項

派遣型研修のうち、判事又は判事補を対象とする研修として、以下の研修を実施する。

- 國際刑事司法短期研修（年間4回、各1か月程度）：国連アジア極東犯罪防止研修所

【資料】

平成30年度における裁判所職員(裁判官以外)研修の実施に関する重要な事項(案)

1 中央研修

司法研修所と合同で実施することがある。実施場所は、裁判所職員総合研修所であるが、司法研修所との合同実施の場合は、司法研修所で実施することもある。

(1) 管理者層を対象者とするもの(各2日から5日程度)

ア 管理業務系

管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

- (ア) 首席書記官(1本)
- (イ) 首席家裁調査官(2本)
- (ウ) 事務局長(1本)
- (エ) 次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等(2本)
- (オ) 次席家裁調査官等(1本)

イ 研修事務系

研修計画について検討すること等を目的として実施する。

高裁事務局次長・首席書記官、高裁所在地家裁首席家裁調査官(1本)

(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの(各2日から4日程度)

ア 管理業務系

中間管理者としての官職に応じた管理業務に係る能力の向上等を目的として実施する。

- (ア) 主任書記官、主任家裁調査官及び課長補佐等(4本)
- (イ) 主任家裁調査官(1本)
- (ウ) 課長補佐等(1本)

イ 研修事務系

研修事務を担当する中間管理者等を対象とし、研修の的確な立案や円滑な

実施等を目的として実施する。

(ア) 研修の企画・実施を指導する立場にある者（2本）

(イ) 書記官研修（高裁委嘱）の講師予定者（分野別に4本）

(3) 主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）を対象者とするもの（各2日から5日程度）

ア 裁判事務系

(ア) 裁判事務の分野について、官職及び担当職務に応じて組織課題への取組、執務能力の向上等を目的として実施するもの

① 家事、少年を担当する書記官及び家裁調査官（家事1本、少年1本）

② 民事、刑事、家事を担当する書記官（民事2本、刑事及び家事各1本）

③ 家裁調査官（特定のテーマについて2本）

④ 速記官（1本）

(イ) 裁判事務の分野について、官職及び執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施するもの

① 家裁調査官（経験7年程度の者を対象者とするもの1本、経験3年程度の者を対象者とするもの1本）

② 執行官（総括執行官、執行官、新任執行官をそれぞれ対象者とするもの各1本（なお、総括執行官を対象とするものは、隔年で実施している。））

イ 事務局事務系

事務局事務の分野について、総務、人事又は会計の事務を担当する係長等（担当事務ごとに1本）

ウ 研修事務系

研修事務を担当する係長等（1本）

(4) 新採用職員を対象者とするもの

総合職の新採用職員を対象として裁判所職員としての自覚と職務意識の高揚等を図る目的で実施するもの（3日程度を1本）。

(5) その他

ア 書記官任用試験（C A）関係

書記官任用試験（C A）の口述試験合格者を対象として書記官任用に必要な能力をかん養しつつこれを検証するための試験（70日程度。この間、各受験者の所属庁において実務研修を実施）

イ 情報化関係

情報化に伴う情報セキュリティの確保等の必要に応じて実施する。

（ア）情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員（2日程度を1本）

（イ）情報化推進の役割を担当する職員（各3日程度を2本）

2 高裁委嘱研修

高裁に委嘱して実施する。実施場所は裁判所職員総合研修所（分室を含む。）

又は各高裁とし、本数は各高裁において定める。

（1）管理者層を対象者とするもの

次席家裁調査官等を対象者とし、家裁調査官に係る高裁委嘱研修等の充実・改善を目的として実施するもの（1日程度）

（2）中間管理者層を対象者とするもの

新たに中間管理者（主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等）に任命された者を対象者とするもの（5日程度）

（3）主として管理職以外の層（書記官・家裁調査官・係長等）を対象者とするもの

ア 裁判事務系

裁判事務の分野について、執務経験に応じた執務能力の向上等を目的として実施する。

（ア）書記官（一定の執務経験を有する者を対象者とする。11日程度）

（イ）家裁調査官（主任家裁調査官も対象者とする。3日程度）

イ 事務局事務系

(ア) 事務局事務の分野について、新たに係長に任命された者を対象者とするもの（3日程度）

(イ) 総務、人事又は会計の事務を担当する一定の執務経験を有する事務官を対象者とするもの（3～4日程度）

(4) 事務官層を対象者とするもの

ア 仕事の進め方に関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する（3日程度）。

イ 基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力向上を図る（期間は実施機関が適宜定める）。

(5) 新採用職員層を対象者とするもの

総合職を除く新採用職員を対象者として職務導入のための知識付与と心構えのかん養を目的として実施する（5日程度）。

### 3 自庁研修

最高裁、高裁又は地家裁が所属する職員に対して実施する研修。実施場所は研修を実施する庁。本数は実施庁において定める。

(1) 裁判事務又は事務局事務の分野について、比較的執務経験の短い事務官を対象者とするもの（3日程度）

(2) 採用後1年程度の職員を対象者とするもの（3日程度）及び採用直後の職員を対象者とするもの（2日程度）

(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施するもの（期間及び対象者は実施庁において定める。なお、高裁が自庁及び管内地家裁の職員を対象として実施することがある（いわゆる高裁ブロック研修）。）

### 4 委託研修

裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修、期間、職員は、最高裁において定める。

### 5 研究

実施場所は裁判所職員総合研修所、研究員の所属庁及び関係機関等。本数はテーマ等を勘案して総研において定める。

- (1) 書記官及び家裁調査官の合同による実務研究（7月程度）
- (2) 書記官による実務研究（1年程度）
- (3) 家裁調査官による実務研究

ア テーマを定めて行うもの（7月程度又は2年程度）

イ 関係機関の業務の実際の研究を行うもの（8月程度）

ウ 心身の鑑別をテーマとして行うもの（1月程度）

エ 更生保護をテーマとして行うもの（2月程度）

6 このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

#### 【参考】書記官及び家裁調査官の養成

##### 1 書記官の養成

- (1) 裁判所書記官養成課程第一部（総研入所試験に合格し、平成30年度の総研の入所指名を受けた大学法学部卒業者等を対象者とする。1年）
- (2) 裁判所書記官養成課程第二部（総研入所試験に合格し、平成29年度及び平成30年度の総研の入所指名を受けた大学法学部以外の学部卒業者等を対象者とする。2年）

##### 2 家裁調査官の養成

家庭裁判所調査官養成課程（平成29年度及び平成30年度の総研の入所指名を受けた家裁調査官補を対象者とする。2年）

以上

平成 30 年における最高裁判所第二小法廷に対する裁判事務  
の分配について

平成 30 年における最高裁判所第二小法廷に対する事件分配の比率を、 1 月 24  
日から小貫芳信裁判官の後任裁判官配置までの間、 2 減ずる。

)

)

高等裁判所事務局長事務打合せ開催要領 (案)

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成30年3月2日 (金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について
- 5 出席者 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

日 (曜日) \ 時間	10:00 ~ 12:15	12:15 ~ 13:00	13:00 ~ 17:00	協議終了後
2日 (金)	事務総長挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会

事務総局会議（第3回）議事録	
日時	平成30年1月30日（火）午前10時00分～午前10時17分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、平城総務局第一課長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、澤村家庭局第一課長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官
議事	平成30年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料）
結果	◎ 了承
秘書課長 徳岡 治	

(平成 30.1.30 秘書涉外二印)

平成 30 年度外国出張計画（年度当初（4 月～6 月）実行分）

**出張**

1 最高裁判所判事

- (1) ドイツ 最高裁判事 1 人  
(2) (1)の随行 裁判官 1 人

2 国際会議

- (1) 国際女性裁判官協会（IAWJ）総会（アルゼンチン、約 1 週間）  
【秘書課】 裁判官 1 人
- (2) フォーダム大学ロースクール主催国際シンポジウム  
(米国、約 5 日間) 【行政局】 裁判官 1 人
- (3) 大韓民国特許法院 20 周年記念シンポジウム（大韓民国、約 3 日間）  
【行政局】 裁判官 2 人
- (4) 国際商標協会（INTA）2018 年次総会（米国、約 1 週間）  
【行政局】 裁判官 1 人
- (5) 第 7 回ローエシア家族法・子どもの権利会議（ラオス、約 1 週間）  
【家庭局】 裁判官 2 人
- (6) 国際少年家庭裁判所裁判官協会（IAYFJM）世界会議  
(フランス、約 1 週間) 【家庭局】 裁判官 1 人